

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年8月27日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（5名）

副委員長	清水和弘君	加藤敬徳君
	清水正二君	斉藤芳夫君
	内藤久歳君	

欠席委員（2名）

委員長	金丸寛君	藤原正夫君
-----	------	-------

傍聴議員（8名）

議長	長谷部集君	秋山照雄君
	横山洋介君	滝川美幸君
	五味武彦君	有泉庸一郎君
	山本英俊君	保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	小林信生君	上下水道部長	古屋正彦君
建設課長	小宮山尚君	都市計画課長	宮本裕君
農林振興課長	箭本太君	下水道課長	寺島信君
建設総務係長	森田公君	建設管理係長	保坂俊和君
建設土木係長	中澤一昭君	まちづくり 推進係長	渡辺充君
整備係長	斉藤一也君	農林管理係長	樋口一君
下水道総務 係長	森川嘉亮君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 本 田 泰 司 書 記 長 田 大 地

書 記 中 込 美 智 子

内容

- 1 市道路線認定について（現地視察）（建設課）
- 2 （都）田富町敷島線整備計画の進捗状況について（都市計画課）
- 3 楯無堰頭首工災害復旧事業について（農林振興課）
- 4 公営企業会計移行に伴う条例等の制定・廃止及び一部改正の概要について（下水道課）
- 5 その他（建設課・都市計画課・農林振興課・下水道課）

開会 午後 1時28分

○書記（中込美智子君） 改めましてこんにちは。ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに副委員長よりご挨拶をいただきまして、副委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶、清水副委員長、よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） こんにちは。

連日、ご苦労さまでございます。

本日、金丸委員長が体調不良のために欠席のため、委員長にかわりまして進行役を務めます。どうぞご協力をお願いします。

本日の概要日程、市道の認定については非常にボリュームがありまして、時間的に非常にタイトなものですから、皆さん方にぜひ、進行がスムーズにいきますようにご協力をお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

なお、金丸委員長、藤原委員は欠席の連絡がありましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、本日の会議を開きます。

○副委員長（清水和弘君） なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。

質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

それでは、次第の3、内容に入ります。

(1) 市道路線認定についてを行います。

本件は現地視察を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、お諮りいたします。本件はお手元に配付した委員派遣計画書により委員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、委員派遣承認要求書は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、担当より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

担当により説明をお願いいたします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それでは、よろしく願いいたします。

市道路線認定の件につきまして、ご説明させていただきます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。

位置図につきましては、2ページから4ページとなります。

市道路線認定の件につきましては、道路法第8条の規定により、9月の定例市議会において市道認定の提案を予定しているところでございますが、この委員会におきまして、7路線の現地確認をお願いするものであります。

本日、現地確認をお願いいたします路線につきましては、委員会資料の1ページの路線番号1552、路線名御岳田宅造6号線、路線番号1553、路線名松ノ尾宅造1号線、路線番号1554、路線名東側宅造5号線、路線番号327、路線名堰上宅造3号線、路線番号328、路線名曾利宅造7号線、路線番号329、路線名曾利宅造8号線、路線番号625、路線名中河原宅造1号線をお願いするものであります。

確認していただく路線につきましては、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の道路であります。

本日の現地確認は、路線数が7路線と多くなっておりますが、よろしく願いいたします。

なお、詳細につきましては、現地で担当からご説明させていただきます。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） なお、質疑については、現地に視察の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 3時17分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

現地視察お疲れさまでした。

これより、市道路線認定について質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いをいたします。

ございませんか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 本当に初歩的な質問で申しわけないんですけども、先ほど団子新居のところで、結構坂の強いあれを見たんですけども、例えばちょっとさっき話の中で冬場に凍ったときに、ああいうところは滑って怖いなという話が出たんですけども、例えばもし市道として市が管理する場合に、そういったときの、もし事故みたいな起きた場合という管理責任とかがって問われるということはないのでしょうか。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） ただいまのご質問ですけども、一応今回何もなければ市道として受けます。それで、例えば雪が降ったときとかは、市が管理する当然必要性がございますんで、それは危険性がないように管理していくんですけども、例えば雪が降ってすぐにそこへ車が出て事故を起こしたとなると、うちの管理責任までなるかということ、ちょっと微妙なところもあるんですけども、例えば凍ったままでずっとほうっておいてそこで

事故が起きるとなると、うちの瑕疵も発生するケースもございますので、その辺はないように私どもも注意をしながら道路維持管理をしていきたいと考えておりますけれども。

○委員（加藤敬徳君） すみません、じゃ、雪かきとかそういった氷をとったりとか、やっばりしなくちゃいけなくはなるということですか。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 基本的には市のほうでは、例えば雪が降った場合は、まずは幹線の雪かきをすると、それから徐々に生活道路についても、地元が必要なところについては雪かきをしたり、融雪剤をまいたりするようなことは今まで行っております。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ないですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で市道路線認定についてを終わります。

続いて、建設課関係のその他を行います。

初めに、建設課より報告をお願いします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 現地視察お疲れさまでした。

それでは、建設課より、その他といたしまして、2件のご報告をさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、9月の定例議会におきまして、橋梁寿命推進事業の関係で繰越明許をお願いする予定でございます。

2つ目といたしまして、今回、国の消費税法改正に伴い、甲斐市公共物管理条例、甲斐市道路占用料徴収条例、甲斐市準用河川管理条例の消費税の改正に関する議案を9月議会に提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

内容につきましては、定例議会においてご説明させていただきますので、ご了解お願いいたします。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 定例会の案件ですので、質疑を省略します。

次に、委員より建設課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ないようですので、以上で建設課関係のその他を終了します。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時24分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

（２）都市計画道路田富町敷島線整備計画の進捗状況について、担当より説明をお願いいたします。

宮本都市計画課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、都市計画課から、山梨県が実施しております都市計画道路田富町敷島線整備計画の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

委員会資料の5ページをお願いしたいと思います。

A3の図面になりますけれども、都市計画道路田富町敷島線につきましては、総延長は約8.8キロメートルでございまして、現在、図面の上部にございます大下条工区の中の2期工区と、図面中央にございます富竹工区の中の1期工区において工事が実施されておりますけれども、このうち大下条工区の2期工区につきましては、今年度中に工事が完了いたしまして、供用開始の予定となっております。

図面中央の富竹工区、1期工区につきましては、平成31年、本年の3月末までに用地取得が93件中75件、面積といたしましては86%が契約済みとなっております、今年度の事業といたしましては、未契約である用地の取得及び道路改良工事といたしまして、道路側溝と集水ますの設置を予定しているところでございます。

そのほかに、今年度の事業といたしましては、ちょうど図面中央になりますけれども、国道20号との交差部分より南側となります富竹工区の2期工区及び図面下部になります仲新

居工区において用地取得を予定しているところでございます。

なお、現時点での今後の予定といたしましては、国道52号から国道20号までの間となります富竹工区の1期工区につきましては、令和5年度に工事が完了いたしまして、供用開始は令和6年、また、国道20号との交差部分より南側となります富竹工区の2期工区及び仲新居工区につきましては、令和7年度に工事が完了いたしまして、供用開始は令和8年度を予定しているといった状況でございます。

以上が都市計画道路田富町敷島線整備計画の進捗状況となります。よろしくお願いたします。

○副委員長（清水和弘君） これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 富竹2期工区は、私地元なんですけれども、令和元年度中に用地交渉がどの程度まで進むと県は見込んでいますか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） ただいまの質問にお答えいたします。

富竹2期工区につきましては、令和2年度用地取得の予定をしているんですけれども、県のほうでは、用地の取得につきましては、約40件程度、面積でいいますと60%ほどの用地の取得を予定しておりまして、予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤議員。

○委員（斉藤芳夫君） 一部ほんの少しだけでも、ここの市の所有地がございます。市と県との話し合いの進捗状況、その他はどうですか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 古村の公民館の用地のことでよろしいかと思うんですけれども……

〔「跡地」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（宮本 裕君） 跡地でよろしいかと思っておりますけれども、この用地の予算のほうにつきまして、9月の定例会に予算を計上させていただいて、用地の取得のほうを説明させていただきたいというふうに考えておりますので……

〔「取得」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（宮本 裕君） それにつきましては、山梨県と甲斐市と、公会堂用地の移転先になります移転先の都市所有者との3者契約に基づきました用地のほうを取得するという予定で予算のほうを計上させていただく予定になっております。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 質問の意味がちょっと違っているんだけど、道路になるところに市の土地があると。その土地を、市と県はどのような協議をしているか進捗を聞いているんだけど。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 公民館の用地があったところが、一部道路の用地に入ると思うんですけども……

〔「一部じゃない、ほとんど」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（宮本 裕君） その内容については、公会堂は移転をしておりますので、新しい公会堂の用地と、旧公会堂の用地を交換して、新しい公会堂のほうに公会堂は移転をしておりますけれども、用地のほうにつきましては、県と市と新しい公会堂用地の中で3者契約を締結をする予定でいますので、3者契約をして市の用地を県のほうへという内容に協定をしております。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤議員。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると、ちょっと私ら今まで聞いている説明と若干違うんだけど、新しい公会堂が建っているところは道路から外れているんだけど、その地主さんと交換したということ、市は。その当時。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） その3者契約になりますので、今からその手続をするという内容になります。要は、旧公会堂用地のあったところは道路に入りますので、そのところについては今度は市から県に移ります。今度、市のほうは、その用地に公民館が建っていましたので、新しい用地のほうにもう公民館が新しく建てられておりますので、そちらの用地のほうを、市が公会堂の新しい用地の地権者から購入をして、それで3者契約が成立するような形になりますので。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） すみません。当初は旧の古村の公会堂用地を県に売り渡してという形で考えていました。で、新しい公民館用地はその地主さんから貸してもらうという

形で話を進んで、新しい公民館は建てましたと、その用地がお母様と息子さんが共有名義で持っていたと、建ったときにちょっとたちましたら、お母様が亡くなってしまったということで、その息子さん遠く福島にお住まいで、こっちの甲斐市に用地を持っていてもしようがないので、買い取ってくれないかという話が出ました。それで県と相談する中で、まだ旧の公民館用地を県に譲り渡すよという話はしているんですが、契約をまだしていなかったもので、県と相談する中で、じゃ、そちらの用地は代替地として甲斐市が取得するという形でさっき課長が言いました3者契約という形の中でやったらどうでしょうと、そうするとその公会堂の新しい用地の方も、3者契約の代替地ということだと税的な控除も受けられるというような形もありまして、今そういう形の上で話を進めておおむねまとまりました。で、先ほど言いましたように9月補正でちょっとその用地の取得、ただ公民館用地でなっている土地がかなり広い土地でございます。一応いろいろ地主さんとお話をさせてもらう中で、半分あれば公会堂用地は賄われてしまうのですけれども……

〔「土地のことは聞いていない」と呼ぶ者あり〕

○建設産業部長（小林信生君）　そうですか。いうことでもありますので、今そういう形の中で3者契約でやるという形の中で進めさせていただいているという事です。

○副委員長（清水和弘君）　斉藤議員。

○委員（斉藤芳夫君）　進捗を早めてもらいたい。8年度から供用開始、市の土地、例えば私有地も絡んで3者協議云々という話をしていますけれども、そこが道路のど真ん中、そっくり幅全部入るわけだもんで、公共の土地と同じような扱いの土地を早目にどンドン県と進めてもらわないと、周りが進んでいくのがおくれる、それだけというふうに私たちは地元民として感じているので、ぜひ手早に進めていただくようにお願いします。

あと1点いいですか、副委員長。

○副委員長（清水和弘君）　斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君）　実は、消防の都市計と消防の関係は関係ないかもしれないけれども、消防の施設がそこに絡みます。絡むことについても、やはり、これ公的なものなのか私的なものなのか、消防団云々をどういう扱いにするのかは、ちょっと私はつきりわからないけれども、それもよく検討してもらって支障のないようにできるだけ早く、ということをお願いしてお願ひします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君）　以上でよろしいですか。

ほかに委員のほうからありますか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 富竹1工区のほうが、令和5年に供用開始というふうな今説明を受けた、これ大分当初よりはおくれてきているわけですね。で、2工区がいろいろのあれがあってということで、その仲新居工区のほうの人たちの声であると、こっちはその用地もかなりいいよという賛成の人が多いで進められる要素がある、で、同時進行なりこっちは、地元の人たちのほうから声が出ていると思うんですけども、そこら辺でその働きかけというのは市のほうでどのようにしていくか、またそういったことが、県のほうに対してそういうふうな要望として早期に企画することができるのかどうか、そこら辺のところとお聞きしたいんですけども。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 仲新居工区につきましては、今、用地の関係のご質問もありましたけれども、先ほど富竹2期につきましては、面積でいうと約60%の用地の取得の予算を県のほうが計上しているという説明をさせていただきましたけれども、仲新居工区につきましても、同様に約60%程度の用地の取得の経費を予算計上、今年度しているという内容で県のほうから確認をしております。で、毎年になりますけれども、県の事業と市のほうから県の要望の内容もしておりますので、例年この田富町敷島線の早期完成についての要望もしておりますので、また今年度もあわせて早期の要望のほうについて県のほうに働きかけをしていきたいとも考えておりますので、そのことをご承知いただきたいと思っております。

○副委員長（清水和弘君） 清水委員。

○委員（清水正二君） そういうことで、できる限りぜひこっちは仲新居工区のほう、これができるとかかなり交通の緩和にもなると思うんです。今の現状の田敷線の状況、中学校前とかいったのが、そういったことなんで、ぜひそういう形でお願いしたいと思っております。

〔「副委員長、もう一点」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 今の仕掛かりとかあるいは今後の見通しとかいう部分の進めだけ聞いているんだけど、北部、田敷線のスタートとかいうか終点とかいうか、そっちのほうの、上のほうの部分については、どこがどうなっているかというふうかというようなことの基本計画はどんなふうな、最終工期の見通しなんていうことはそんなことは聞かんでもいいけれども、

具体的な計画はどんなふうだったのでしょうか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 今、田富町敷島線の北部ということで、田富町敷島線の起点が都市計画図の桜井町敷島線、通称山の手通り、あそこから始まりまして、敷島の山の手通りから西町の交差点になりますけれども、あそこが北の起点になっています。

〔「わかった」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（宮本 裕君） よろしいですか。

〔「そこが起点に」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（宮本 裕君） はい、そうです。田富町敷島線はあちらが起点になっております。

〔「十字路から上は竜王敷島線」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（宮本 裕君） そうですね。そこから南側につきましては、大下条工区が今年度供用開始ということです。

〔「認識が違っていました。すみません、ありがとう」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

そのほか委員、ありますでしょうか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

山本議員。

○議員（山本英俊君） この総延長、ここまで玉幡小のところまでは、全線開通はおおよそどのくらいなのか、わかる範囲でいいですからお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 田富町敷島線の全線開通につきましては、富竹2期工区と仲新居工区は令和7年度に事業が完了して、令和8年に供用開始になりますので、その時点で全線開通というような形でご理解いただければと思います。

○副委員長（清水和弘君） 山本議員。

○議員（山本英俊君） 篠原工区のところがこれはいつになるのか。この8年ではでき上がるのか。そこをお願いします。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか、そのほかに何か。

五味議員どうぞ。

○議員（五味武彦君） 私、不勉強で申しわけなかったんですが、このピンクの枝の部分ありますよね、本線からちょっと外れているところ、これの私、ちょっと意味は、何でここへつけたのかというそもそも論になっちゃうんだけど、ちょっと改めて説明していただけますか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 富竹工区の1期工区の中に枝分かれしてあるピンク色の路線につきましては、取り付け道路といますか、バイパスのほうへそのまま北側から下って来ますと、南側へ南進していきますと、左折は問題なくいいんですけども、ここは変則の交差点になるということで、葦崎方面に行く際に活用、北から下ってきてそこを利用させていただいて、葦崎方面へ行っていただくような取り付け道路になりますので、一応そんな予定になっております。

○副委員長（清水和弘君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それで、ここは既存の道路を拡張してということ、それとも新しくつくる、既存ですよ、そこを利用するのかな、ここをちょっと説明を。

○都市計画課長（宮本 裕君） 課長の言ったとおり、52号からの下っていく山の手通りの延長の道路、これが先ほど言ったとおり葦崎方面に行けないということでこの道ができるということです。で、ここで今、何神社でしたっけ。ちょっと名前が……

〔「神明神社」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（宮本 裕君） 神明神社の横の既存の道路をほとんど使って、若干線形は直しますんで、一部新設みたいな形になるところがありますけれども、ほとんどが既設の道路を使って、そこを拡幅して新しい田敷線へ出て、葦崎方面も行けるようにという形に道路です。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○副委員長（清水和弘君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、都市計画道路田富町敷島線整備計画の進捗状況についてを終わります。

続いて、都市計画課関係のその他を行います。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） それでは都市計画課から、その他といたしまして3点ほどご報告させていただきたいと思えます。

まず初めに、（仮称）上八幡公園の正式名称につきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。内容といたしましては、平成27年度に上八幡公園の名称で都市計画法に基づきます事業認可を受けまして、公園整備事業として事業に着手し、今年度末の完成を目指しまして、現在、管理棟新築工事及び公園整備工事を進めております（仮称）上八幡公園の正式名称につきまして、地元自治会であります上八幡区、中八幡区のご意見もお伺いする中で決定いたしましたのでご報告をさせていただくものでございます。

正式名称につきましては、やはた公園で、やはたは平仮名表記となります。この名称に決定した理由といたしましては、地元自治会であります上八幡区、中八幡区の双方に含まれる八幡の名称を、漢字よりもやわらかい印象となるように平仮名といたしまして、また平仮名とすることで、周辺一帯が産地でありますやはたいもを連想することができるといった理由でございます。

今後の予定でございますけれども、管理棟新築工事につきましては、令和2年1月24日までの工期の中で現在工事を進めておりまして、また7月24日の入札によりまして、請負業者が決定をいたしました公園整備工事につきましては、令和2年2月28日を工期とする中で、芝生広場、バスケットボールコート等の整備を行いまして、竣工式を3月下旬に行った後、4月に一部を供用開始する予定となっております。

続きまして、中部横断自動車道関係につきましてご説明をさせていただきたいと思えます。北部区間の長坂、八千穂間の整備につきましては、平成30年7月に長野県区間における1キロメートル幅のルート帯が決定いたしましたので、その後、山梨県と長野県の全区間一体で、環境影響評価方法書の手続を進める準備が整ったことから、本年8月1日から9月2日までを期間といたしまして、山梨県においては、県の都市計画課、中北建設事務所、それと国土交通省甲府河川国道事務所及び韮崎市、北杜市、甲斐市などにおきまして縦覧が行われております。

また、どのような項目について、どのような方法で、調査、予測、評価をしていくのかを示しました方法書の記載事項説明会が、8月21日の水曜日から23日の金曜日及び25日の日曜日に、甲斐市、韮崎市、北杜市内で4回開催がされました。このうち甲斐市内では、8月21日の水曜日に午後7時から双葉公民館において開催がされましたけれども、当日の参加

者は33名がいらっしゃいまして、10名ほどから県の対応についての質問、また、沿線地域住民への配慮についてなどの要望があったところがございます。

今後は、公表されました方法書に基づきまして、県におきまして、調査、予測、評価、いわゆる環境アセスメントが実施されまして、その後、準備書、評価書等の手続を行うとともに、現時点の1キロメートル幅のルート帯から、詳細なルートの原案、都市計画案の作成などを行って、都市計画決定の手続を行った後に事業着手されることとなります。

また、南北間につきましては、8月7日、8日に山日新聞にも掲載されまして、また、ニュース等でも報道されておりました既にご承知かと思っておりますけれども、本年夏ごろの見込みでありました富沢インターチェンジから南部インターチェンジ間の開通予定が、11月にずれ込むということで公表がされました。同区間内で地質がもろい場所があったため、工事に時間がかかったことが要因とのことで、具体的な開通日時につきましては、10月の下旬ころに発表される予定とのことでございます。

なお、下部温泉早川インターチェンジから、南部インターチェンジ間の開通時期に変更はなく、2020年中に6号インターより南が全線開通する見込みであります。

最後になりますけれども、9月定例会におきまして補正予算の案件を提出するので、そちらの関係でお願いするものでございます。内容といたしましては、8款土木費の都市計画諸費におきまして、先ほど説明をさせていただきました都市計画道路田富町敷島線に係ります富竹工区2期工区内で、市所有の旧古村公会堂用地の一部が道路用地となるため代替地として山梨県甲斐市代替地提供者において3者契約により用地を取得するための経費を増額補正させていただくものでございます。

また、公園整備事業におきまして（仮称）上八幡公園管理棟の新築工事の際に、基礎の掘り起こし部分から、電化製品とか古タイヤなどが多数見つかった関係で、工事費を増額補正させていただくという内容で、以上の2件を9月の定例会に提出をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

都市計画課からのその他につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

定例会の案件は質疑を省略しますが、（仮称）上八幡公園の正式名称について及び中部横断自動車道関係についての質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 名称はわかったんだけど、先ほどの説明で一部供用開始とかそういったことがあったので、もう一回今進捗状況と、それから全面供用開始になるのはいつごろなのかその辺の日程的なものを言ってくれる。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） （仮称）上八幡公園につきましては、先ほど申しあげましたとおり、現在管理棟の新築工事を1月24日までの工期として行っておりますけれども、新築工事につきましては、今、基礎工事を行っている段階です。

地下ピットを作成するというので、その工事のほう今行っております、建物の上の部分につきましては、おおむね11月ぐらい、10月下旬から11月ぐらいから着工の予定となっております、7月24日に入札をかけました整備工事につきましては、現在測量等を行っておるんですけれども、実際に芝生の植えつけのちょうどいい時期が10月から11月ぐらいがいい時期ということで、その時期になったところで芝生のほうを植えつけするという内容で工程のほう伺っております。で、一部供用開始と申しあげましたのは、4月1日には一応供用は開始をするんですけれども、芝生のほうが根つき状態のほうがよくなければ、しばらくの間養生期間を置かせていただきたいということがありますので、現時点ではまだ4月1日に全面を供用開始できるかどうかはちょっと未定ということで、私のほうから一部供用開始をさせていただきたいというふうに申しあげさせていただきましたので、そんなことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

そうすると、芝生ということでできれば全面、その芝生の状況によっては同時にということもあるんだけど、それなら令和2年の4月というめどということなのか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） （仮称）上八幡公園につきましては、そのほかバスケットボールコートとかそういったものもありますので、眺望の丘とかもありますので、芝生広場以外は4月1日には供用開始をする予定であります。で、芝生広場につきましては、芝の状況によってになりますけれども、半年くらいちょっと養生期間を置かなければならない可能性もありますけれども、現時点ではちょっと4月1日には間に合わないかとは思われますけれども、それ以外の施設については、供用開始をする予定であります。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○副委員長（清水和弘君） ほかにありますか。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

次に、委員より都市計画課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） ないようですので、以上で都市計画課関係のその他を終了します。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時55分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

（3）、楯無堰頭首工災害復旧事業について担当より説明をお願いいたします。

箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、農林振興課から楯無堰頭首工の災害復旧工事についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料6ページのほうをお願いいたします。

本件につきましては、既に昨年度災害復旧事業の概要説明とあわせて、事業予算の補正、また、繰り越し手続をとらせていただいておりますが、本年10月以降に復旧工事に着手いたしますので、改めて工事概要のご説明をさせていただきます。

まず初めに、本復旧工事に至った経緯でございますが、これにつきましては、昨年11月13日開催の建設経済常任委員会にてご説明申し上げた記載内容のとおりでございますので、

要点のみ説明をさせていただきます。

本来こうした復旧工事につきましては、施設管理者である楯無堰土地改良区が行うこととなりますが、災害内容が多大であったことや、平成14年度に同様の災害が発生した際にも、韮崎市が実施主体となり、災害復旧事業を行った経緯があったことなどから、今回は受益地の一番多い本市が事業主体となり、事業を進めることとなりました。

復旧工事に係る予算につきましては、既に平成30年度で補正対応をさせていただき、30年度末までに測量や設計、河川協議資料の作成業務などを行っております。

工事については、被災箇所への仮設進入路の設置、河川敷内での仮設工、また現場で護床ブロックを製作しながら、今年度の落水期以降に実施することとなり、昨年度は被害が拡大しないよう瀬回しや被災箇所へ石を積むなど、応急的な対応を行っております。こうしたことから、頭首工の復旧工事につきましては、現在行っている国土交通省及び山梨県との河川協議が終了した後の本年10月から着手をしたいと考えております。

次に、工事の概要であります。工事場所は北杜市明野町小笠原地内で、国道141号沿いにあります韮崎市健康ふれあいセンター「ゆーふるにらさき」の約150メートル東側の河川敷内となります。

総事業費は8,672万5,000円を予定しており、このうち昨年度行った測量、設計等の委託料を除く7,035万5,000円を繰り越しさせていただいております。

事業の実施期間につきましては、平成30年度から令和元年度の2年間となり、復旧工事に対する負担率につきましては、国が65%、市が35%となっておりますが、先ごろ県のほうから当災害復旧事業が激甚災害に認定されるとのことから、国の負担率につきましては82.9%に変更され、それに伴い市の負担率は17.1%になる見込みであるとの連絡をいただいております。

関係3市の負担率はかんがい面積による負担割合により覚書を締結し、甲斐市が76%、韮崎市が23%、北杜市が1%としております。なお、市負担分のうち、楯無堰土地改良区が受益面積164.2ヘクタールに1万円を乗じて得た額と、理事長の専決による負担額30万円を加えた194万2,000円を負担することとしていることから、最終的に各市が負担する金額については、甲斐市が約1,786万円、韮崎市が約540万円、北杜市が約23万5,000円程度となる見込みでございます。

次に、工事箇所でございますが、資料8ページの計画平面図をごらんいただきたいと思います。A3の横版の資料になります。

平面図中の中央の下の部分に、赤色の格子状に記載している部分、32.95メートルの部分に護床ブロックを29個設置し、その右が、上流部の固定堰22.3メートルの復旧を行うもので、工事期間中は瀬回しをするため、青色で記載をしている箇所に大型土のうを1,194袋設置や仮設道路約201メートル、敷鉄板294平米を敷設する計画であります。

工期は、落水期の10月から来年3月までとし、令和2年度の取水時期までに完了をさせる予定であります。

なお、今年度の工事費につきましては、現時点でございますけれども、6,323万9,000円を見込んでおります。3市にまたがる楯無堰につきましては、例年1級河川塩川からの水の確保に非常に苦慮している施設でもございますので、次年度以降の取水や水田耕作等に支障の出ないよう万全を期して復旧工事を行いたいと考えております。

以上が楯無堰頭首工災害復旧事業の今年度の工事の概要となります。よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、費用の説明があつて、国の補助率が上がったことによって甲斐市の負担額が減るということになると思うんだけど、1,786万というのが甲斐市が負担する総額ということでもいいのか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） そのとおりでございます。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちなみにこれが計算すればわかることなんだけれども、今までの予算的な部分で甲斐市が負担するのは幾らくらいだったのか。

○副委員長（清水和弘君） 樋口係長。

○農林管理係長（樋口 一君） では、平成31年度の当初の金額でございますが、当初では事業費が7,027万9,600円、そのうち当初の予算では、国の補助が4,550万円、このうち各種負担額が2,477万9,600円、甲斐市の負担分は1,883万2,496円ございました。

以上でございます。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 補足をさせていただきます。

先ほどご説明をさせていただきました本市の分が1,786万円ほどになるという数字でございますけれども、測量だとかそういったものの部分で補助対象にならない部分の数字もありますので、トータル的には今、樋口係長のほうがご説明申し上げましたように、当初31年度で予定していた工事に対する甲斐市の負担分については、1,900万弱を見込んでおりましたけれども、トータル的に今現在で、1,786万円ほどになるであろうということで、これも工事費がまた工事の変更内容等が出てくればちょっと変わってくるかもしれませんが、現時点で見込んでいる数字はそのぐらいの金額になりそうだということでご理解をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） この経緯という文面の中に、被災箇所側に進入路がないと書いてありますね。私も行ってみたんですけども、進入路がなくてこの近所へ行けないんだよね。これ上流か下流か渡っている橋はどの辺にありますか。この堰の、私、場所はつきりわからなくて、自転車か何かで行かなきゃ見切れられなかったんですけども、この塩川を渡っている橋はどの辺、この箇所から上に何キロとか、下に何百メートルとか、どこか渡るところはありましたか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 申しわけございません。

私もはっきりその距離はわかりませんが、「ゆ〜ふるにらさき」を過ぎてしばらく行くと右側に曲がる丁字路がございます、そこに向こうに渡れる橋が1つ、それから「ゆ〜ふるにらさき」よりかなり手前にありますけれども、やっぱり東側のほうに渡る橋は2本、3本くらいは確かあったという記憶をしています。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

〔「視察で連れて行ってくれるといいんですけども」「一応考えております。工事始まりますので」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を行います。
ないですか。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、楯無堰頭首工災害復旧事業についてを終わります。

続いて、農林振興課関係のその他を行います。

初めに、農林振興課より報告をお願いします。

箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） それでは、農林振興課から9月定例会に提出させていただきます内容につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算について農林水産業費県補助金についての増額補正をお願いするものでございます。次に、歳出予算につきまして、農業委員会費、それから地産地消事業、甲斐市農業活性化事業、それから県営土地改良事業について、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

以上を9月の定例会に提出させていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○副委員長（清水和弘君） 定例会の案件ですので、質疑を省略します。

次に、委員、農林振興課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（清水和弘君） ないようですので、以上で農林振興課関係のその他を終了します。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時09分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

（4）公営企業会計移行に伴う条例等の制定・廃止及び一部改正の概要について担当より説明をお願いします。

寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、下水道課より公営企業会計移行に伴う条例改正の概要につきましてご説明申し上げます。資料に沿ってご説明させていただきます。

常任委員会資料の9ページをお願いいたします。

まず1、公営企業会計移行に伴う条例等の制定・廃止及び一部改正の経緯でございますが、下水道事業につきましては、平成27年度に総務省より公営企業会計の適用の推進についての通達がありました。重点事業として、人口3万人以上の市区町村の簡易水道事業と下水道事業を公営企業会計へ移行するようにとの要請でありました。これを受けまして、本市におきましても令和2年4月1日の施行に向け、簡易水道事業並びに下水道事業の会計処理を公営企業として会計処理を移行することとし、準備を進めているところでございます。

今回の条例改正につきましては、さきの6月定例会市議会において、簡易水道事業の関係条例等の改正を行い、このほど9月の定例会市議会において下水道事業の条例改正をお願いするものでございます。

本来であれば、簡易水道事業とともに同時期に行うところでございますが、既に企業会計へ移行が完了し、事業実施しております上水道事業への競合により、現在ある上水道事業の会計システムと条例等へ新たに下水道事業を編入する形で移行をする手法をとりますので、6月、9月という形で、順次、段階的に作業を進めているところでございます。

次に、2といたしまして、公営企業会計移行に関する主な変更点でございますが、(1)といたしまして、下水道事業関係条例の制定・廃止及び一部改正と、(2)といたしまして、会計処理の方式の変更のこの2点でございます。特に(2)の会計方式の変更につきましては、これまでの官公庁会計の現金主義、単式簿記方式にかわりまして、来年度からは公営企業会計による発生主義の複式簿記方式の会計処理を行うものでございます。

次に3、公営企業会計移行の理由でございますが、一番は、みずから経営状況を把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことであります。これにより、公営企業として経営の健全化に努め、更なる住民サービスの向上を目的としております。

4、今回の下水道事業関係条例の制定・廃止及び一部改正の概要でございますが、主なものといたしまして、4項目ございます。

まず、(1)といたしまして、下水道事業の例規を既に企業会計として適用しております水道事業及び簡易水道事業に溶け込ませ、また準用することであります。

次に、(2)番といたしまして、管理者の設置であります。これまでの甲斐市上水道事業と同様に、独自の管理者を置かず、管理者の権限を行う市長という形で明記するものでご

ざいます。

次に、（３）といたしまして、企業出納員の任命でございます。これにつきましては、上下水道部長を任命し、明記するものとしております。

次に、（４）といたしまして、職員の定数であります。これまでの市長部局の下水道課の職員を企業職員として編入し、定数の変更を行うものであります。

以上４項目が主な改正の概要となっております。

次に５、下水道事業関係条例と制定・廃止及び一部改正の主な内容でございますが、まず、事業の名称であります。現行の「水道事業及び簡易水道事業」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業」に改め、その下、管理者の名称を現行の「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う市長」を「水道事業及び簡易水道事業並びに下水道事業の管理者の権限を行う市長」に改めます。また、現行の「市長」の明記を「管理者」という形に変えます。

職員の定数変更につきましては、市長部局「398人」を「389人」に改め、企業職員の「30人」を「39人」に改めます。

次に、水道の名称変更でございますが、現行の「水道」という表記を「上下水道」という明記に変えさせていただきます。

以上が、条例の中の主な変更内容となります。

６、下水道事業関係条例等の制定・廃止及び一部改正の件数でございますが、資料10ページの下段、一覧表の右欄に、集計数字が件数として表記してあります。上から順に、条例につきましては、一部改正が15件、内容につきましては、資料11ページの一覧表（１）一部改正する条例のナンバー１からナンバー15であります。

次に、規則、一部改正４件、廃止が７件あります。同じく11ページの一覧表の（２）一部改正する規則のナンバー１からナンバー４、（３）廃止する規則のナンバー１からナンバー７であります。

次に、要綱、一部改正２件、廃止が６件であります。資料12ページの一覧表の（４）一部改正する告示のナンバー１からナンバー２、同じく12ページの（５）廃止する要綱のナンバー１からナンバー６でございます。

次に、訓令、一部改正３件であります。12ページの一覧表の（６）一部改正する訓令のナンバー１からナンバー３であります。

次に、規程、一部改正24件ありますが、資料12ページから13ページにまたがる一覧表の

(7) 一部改正する規程・要綱のナンバー1からナンバー24であります。

次に、水道事業管理告示、一部改正5件であります。13ページの一覧表の(8)番、一部改正する水道管理告示のナンバー1からナンバー5であります。

次に、規則制定、6件であります。これにつきましては、新しい条例では規則を規程として新たに制定をし直しており、13ページの一覧表の(9)のナンバー1からナンバー6であります。

同じく要綱制定6件につきましても、次のページ14ページの一覧表、ナンバー7からナンバー12までの6件となっております。

以上、下水道事業関係条例等の制定・廃止及び一部改正の件数の合計は78件となります。いずれにいたしましても、何分にも件数が多いことと、変更内容が名称の変更や表記の変更など、業務内容に関する変更ではないため、今回は例規名称の件数の説明をさせていただきました。

次に7、今後の予定でございますが、資料11ページの上段に戻っていただきまして、(1)番といたしまして、本9月定例市議会において、下水道事業関係条例改正等議案を上程させていただきます。(2)の施行日につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

以上、下水道公営企業会計移行に伴う条例等の制定・廃止及び一部改正につきまして、さきの9月定例議会におきまして、ご審議をお願いいたしますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○副委員長(清水和弘君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員(内藤久歳君) この10ページの職員定数の変更のところで、市長部局と企業職員それが39人変更になっているんだけど、これは職員の異動があったのか、その辺のところをちょっともう一回説明してくれる。

○副委員長(清水和弘君) 寺島課長。

○下水道課長(寺島 信君) 今、職員の変更の関係なんです。いずれも今、市長部局の中に下水道の職員が9名います。今現在、水道の職員の定数が30名になっております。そこ

に今、現時点いる下水道課の職員を張りつけるということで39名です。ただ、企業局のほうへ貼りつけるだけじゃなくて、元のほうの市長部局のほうの人数を減らさなきゃならないので、389名に変更させていただくということでございます。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは異動とかそういうのじゃなくって、一応表記上の数の変更ということ。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） そのとおりでございます。

○副委員長（清水和弘君） ほかに質疑ありませんか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 今さらながらというあれがするんですけれども、こうやって水道局、公営企業ということで、前は水道局という形でもって局長がいて、そこで管理者がやっていましたよね。今、これがその後、市長が管理者になるということでいったんですけれども、そこら辺の違いというのは、以前のときには水道局、甲府なんかも上下水道局というのに分かれているんですけども、管理者という立場で市長がなるのと、その企業の中で、例えばその局長が管理者になるというのと、その違いというのはどういうふうなあるんですか。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 基本的に管理者が市長であっても、局長という名称の管理者を設置しても、変わりはないと思うんですが、今現在、実際に企業局というものを正式に立ち上げてやるということではなくて、今の現行を移行するような形で設置をしているという形になりますので、先ほど私のほうで申し上げたとおり、管理者の権限を有する市長という形の表記をさせていただいております。現状は変わらないです。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 現状変わらないということで、どうこうというんじゃないけれども、以前は水道局という形でやったことあるんですよ、水道局。それ以後また水道事務所という形になっているんですけども、こうやって要するに企業会計ということになると独立採算ということですよ。そこら辺のところ分離するとは思いますが、そのところで管理者は別に同一でもそれはあり得ることなんだけれども、そこら辺のものというのが企業会

計と通常よその場合であれば企業会計でもってやっているから、企業局とかそういった形で管理者がそういうふうになってくるんだけど、実際的には市長がそれになっても変わりはないんだけど、組織上の部局としてこうやって例えば今、内藤委員が言われるように、市長部局と今、企業部局とこう分かれるわけじゃないですか。当然市長内なんだけど、企業体系とか給与のその分であるとか、独立採算だからそういうふうに分けて置くわけだよ。

そこら辺の、前は局だったんだけど、それがそういうふうになったところから、何のメリットがあってそういうふうにするのか、どうすればそれがデメリットなのか、そこら辺をちょっと聞きたいんです。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） ちょっと私の先ほどの答弁のほうが変わりづらかったかと思いますが、ちょっと以前に企業局になったというのは私のほうで承知はしてはいないんですけど、今回のやつは公営企業法という法律に基づいて、企業に変えるということで先ほど清水委員が言われたとおり、給料もその独立採算の形のような形で、さっき複式簿記という形になりますが、資産を計算して、その中でやりくりをしていくという本当の民間企業と同じような会計になるということになります。

ただ、公営企業法の中にもやはり猶予というかそういったものがあって、当然独立採算とはいっても下水道での独立採算というのはなかなか非常に難しいので、結局、繰入金に頼るようなことをほかの自治体でもやっているようなのが現状であります。その中で管理者が企業局という形の中で、別の企業局の管理者を設けるのか、それとも権限を有する市長という形、今までと同じような形にするのかということで、本来であればそういう形になりますので、企業局長みたいな形の職を設ければいいんですけども、またそこで経費とかそういった部分もありますので、とりあえずは今のところは、公営企業法の枠内で権限を有する市長という形に置かせていただいて、事業のほうは進めさせてもらうという形をとっております。

以上であります。

○副委員長（清水和弘君） 清水委員。

○委員（清水正二君） わかりました。選択肢としてそれがとれるということだよ。

話はあれなんですけれども、こうやって今度は複式簿記になってやっていくんだけど、移行するに当然もう水道事務所のほうでは今、企業会計でもってそれ複式簿記やっています

よね。そういった中で移行していくのに、下水道は下水道で、例えば同じように資産的には下水道管であるとか掘るといような、そういった部分のほうが資産的になるんだらうと思うんだけど、そういった移行していくのに、職員のほうはその複式簿記とかそういったものに、今現状の中でそれを対応していく研修なり、そういったことを今現状やっておられるんですか。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 職員の複式簿記の対応につきましては、日本下水道事業団というのがございまして、そこにことし2名、事業団の研修に行くような形になっています。あと、今担当しております職員についても、今、全県的にこの企業会計に変えろということで、近隣市町村皆さんやっています。そこで、県のほうでそういった研修の控えを設けておりますので、そちらのほうに職員が積極的に今参加して、勉強している状況でございます。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

清水委員。

○委員（清水正二君） とすると、これに移行していくのにスムーズに移行していけると。当然、水道、有償のほうのいろいろなノウハウもあって、バックアップも受けられると思うんですけども、そういったことで移行できるということで、いいですかね。一応確認です。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 問題なく移行するように、今、職員一丸となって努力しております。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） これ全県的にという話なんだけれども、少なくとも例えばこの甲府盆地内、これに関連する市町村は、全部一斉に足並みそろわうわけですね。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 先ほど私説明したとおり、人口3万人以上の自治体ということになっていますので、3万人以上の人口を持った自治体は、来年の令和2年4月1日までに変えなさいよということで、公営企業法のほうで指示を受けています。

その後の、それ以下の自治体については、令和5年までに企業会計に移行しなさいということで、総務省のほうから指導が来ております。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 建前論で決めているのはそれわかるんだけどね、現実的にはなぜこういうふうにするかという理由は広域化というわけ。

つながっているところがある、つながっていないところがある、いろいろな問題が多いんで、各市町村ごとに勝手にやらないで全部統一しようよ、が背面にあるという部分を私は認識しているんだけど、そうすると3万人以下で、じゃ例えば峡東のどっかの市は3万人以下だからこれ関係ないよと、今までどおりだよと、そんなことを5年まで猶予期間だからやむを得ないということで、あれですか。じゃ、今甲斐市でも、甲府と広域の水道はそうなっていますよね。そうすると、なっていないところの人は、これはおかしいことになっちゃうと思う気がするんだけど。

○副委員長（清水和弘君） 寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） 移行のそれぞれ実際の時期については、その自治体の考え方にもよるんですけど、令和5年までにやりなさいよということで、国のほうから指導が来ています。自治体によっては、やること決まっているんだからもう手をつけましょうということで、3万人以下でも、企業会計のほうに移行する準備をしている自治体もございます。

いずれ、その公営企業法の改正によって令和5年までには、皆さん企業会計にしてくださいということで、総務省から指導が来ておりますので、一応それにのっとった事業を進めておるわけでございます。

以上でございます。

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） あえて言えば、特に甲府とうまくやってください。これだけが一番のネックだから。今までも水道のときに私言いましたけれども、水路見ても、下水管見ても、上水管見ても、甲府とうまくやれていないのが大きな原因になっているわけだもので、その辺のところはやっぱり、甲斐市は甲斐市で、こういうことをすることによって、対等なものが話できるようなそういう形をきっちりしないとだめだと思う。ぜひ弱腰にならんで強気で頑張ってください。

○副委員長（清水和弘君） 古屋上下水道部長。

○上下水道部長（古屋正彦君） ご指導ありがとうございます。今言いますとおり、この公営企業会計の移行につきましては、財政基盤、経営基盤を強化することと、そして財政

的な面を他市の状況等を比較できる体制をつくるというような目的もありまして、その中でそういったことを進めながら、周りの状況などを見ながら、今言うところの部分を調査研究しながら、将来的に進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ないですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で公営企業会計移行に伴う条例等の制定・廃止及び一部改正の概要についてを終わります。

続いて、下水道課関係のその他を行います。

初めに、下水道課より報告をお願いします。

寺島課長。

○下水道課長（寺島 信君） お疲れさまでございます。

それでは、下水道課からご報告させていただきます。

9月定例議会におきまして、人件費にかかわる補正予算を計上させていただきます。内容ではありますが、地域し尿処理施設特別会計及び下水道特別会計の2つの特別会計において、人事異動に伴います人件費の補正予算をお願いするものでございます。

詳細につきましては、9月定例議会の補正予算審議におきまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

定例会の案件ですので、質疑を省略します。

次に、委員より下水道課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） ないので、以上でその他を終了します。

引き続き、次第の4、その他を行います。

委員より常任委員会関係でその他何かありましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） さっき、都市計画のとき言えばよかったんだけど、やはた公園の進捗状況っていろいろ工事も進んでいるようなので、1回現地視察を考えてもらいたいというふうに思います。

○副委員長（清水和弘君） 要望ですね。

○委員（内藤久歳君） 要望です。

○副委員長（清水和弘君） わかりました。

その他何かありますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） 事務局、その他何かありますか。ないようですから、そのほかなければ以上でその他終了します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） 以上もちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時38分